

配合変更に伴う SDS の変更（削除）項目

WS ボンド主剤、改良前の製品 SDS です。今回の変更で赤字部が削除されます。

・ 2. 危険物有害性の要約 特定標的臓器毒性の項目削除

2. 危険有害性の要約	
GHS分類:	
物理化学的危険性:	
健康に対する有害性:	
皮膚腐食性／刺激性	: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 区分 2
皮膚感作性	: 区分 1
発がん性	: 区分 1
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	: 区分 1 (呼吸器)
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	: 区分 1 (呼吸器)
環境に対する有害性:	
水生環境有害性 短期（急性）	: 区分 1
水生環境有害性 長期（慢性）	: 区分 1

3. 組成及び成分情報 タルク、結晶質シリカの項目削除

3. 組成及び成分情報					
化学物質／混合物の区分: 混合物					
化学名または一般名: 情報なし					
化学特性（化学式等）: 情報なし					
毒物及び劇物取縮法: 該当せず ^a					
成分:					
成分名	CAS. No	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇法	PRTR法
〔タルク（アスベスト無し）	14807-96-6	25.0～30.0	R7 〕	—	
エポキシ樹脂（Aタイプ）（低分子量）	25068-38-6	25.0～30.0	R7	—	
酸化チタン	13463-67-7	1.0～5.0	○	—	
〔結晶質シリカ	7631-86-9	0.1～1	○ 〕	—	
補足説明:					
・ 成分情報／安衛法通知物質（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）にて記載されている記号の内容は以下の通りとなります。					
○: 既存					
R7: R7年4月1日以降（施行予定）					
R8: R8年4月1日以降（施行予定）					
特別則該当物質は有効数字2桁で表示しております。					
営業上の秘密に該当する物質については5%刻みでの表示をしております。					

1 1. 有害性情報 タルク、結晶質シリカの項目削除

1 1. 有害性情報	
急性毒性:	
情報なし	
皮膚腐食性/刺激性:	
エポキシ樹脂 (Aタイプ) (低分子量)	区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:	
エポキシ樹脂 (Aタイプ) (低分子量)	区分 2 B
酸化チタン	区分 2 B
(結晶質シリカ 区分 2)	
呼吸器感受性:	
情報なし	
皮膚感受性:	
エポキシ樹脂 (Aタイプ) (低分子量)	区分 1
変異原性 (生殖細胞変異原性):	
情報なし	
発がん性:	
(結晶質シリカ 区分 1 A)	
生殖毒性:	
情報なし	
特定標的臓器毒性 (単回ばく露):	
(タルク (アスベスト無し) 区分 1)	
(呼吸器)	
酸化チタン	区分 3
(気道刺激性)	
(結晶質シリカ 区分 3)	
(気道刺激性)	
特定標的臓器毒性 (反復ばく露):	
(タルク (アスベスト無し) 区分 1)	
(呼吸器)	
結晶質シリカ	区分 1
(呼吸器, 腎臓, 免疫系)	
誤えん有害性:	
情報なし	

1 5. 適用法令 がん原生物質の項目削除

1 5. 適用法令	
労働安全衛生法:	
(・がん原生物質 (労働安全衛生規則第 5 7 7 条の 2 第 3 項)	
物質名	CASNO
結晶質シリカ	7631-86-9
(・皮膚等障害化学物質等 (労働安全衛生規則第 5 9 4 条の 2)	
物質名	CASNO
エポキシ樹脂 (Aタイプ) (低分子	25068-38-6
・ 5 7 条の 2 通知対象物質	
・労働安全基準 (基発 3 4 1 号 変異原性物質)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律:	

WS ボンド硬化剤、改良前の製品 SDS です。今回の変更で赤字部が削除されます。

2. 危険有害性の要約 特定標的臓器毒性の項目削除

2. 危険有害性の要約	
GHS分類:	
物理化学的危険性:	
健康に対する有害性:	
皮膚腐食性／刺激性	:区分 2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	:区分 2
皮膚感作性	:区分 1
発がん性	:区分 1
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	:区分 1 (呼吸器)
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	:区分 1 (呼吸器)

3. 組成及び成分情報 タルク・結晶質シリカの項目削除

3. 組成及び成分情報					
化学物質／混合物の区分:混合物					
化学名または一般名:情報なし					
化学特性（化学式等）:情報なし					
毒物及び劇物取縮法:該当せず					
成分:					
成分名	CAS. No	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇法	PRTR法
タルク（アスベスト無し）	14807-96-6	25.0～30.0	R7	—	
ポリアミドアミン		15.0～20.0	—	—	
2, 4, 6-トリス（ジメチルアミノメ チル）フェノール	90-72-2	1.0～5.0	R7	—	
トリエチレンテトラミン	112-24-3	1.3	R7	—	2 種-278
結晶質シリカ	7631-86-9	0.1～1	○	—	

1 1. 有害性情報 タルク、結晶質シリカの項目削除

1 1. 有害性情報			
急性毒性:			
2, 4, 6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール			
LD50 (経口)			=1200mg/kg
LD50 (経皮)			=1280mg/kg
トリエチレンテトラミン			
LD50 (経口)	ラット		=2500mg/kg
LD50 (経皮)	ウサギ		=550mg/kg
皮膚腐食性/刺激性:			
トリエチレンテトラミン	区分1		
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:			
トリエチレンテトラミン	区分1		
結晶質シリカ	区分2		
呼吸器感受性:			
情報なし			
皮膚感受性:			
トリエチレンテトラミン	区分1		
変異原性(生体細胞変異原性):			
情報なし			
発がん性:			
結晶質シリカ	区分1A		
生殖毒性:			
情報なし			
特定標的臓器毒性(単回ばく露):			
タルク(アスベスト無し)	区分1		
(呼吸器)			
トリエチレンテトラミン	区分3		
(気道刺激性)			
結晶質シリカ	区分3		
(気道刺激性)			
特定標的臓器毒性(反復ばく露):			
タルク(アスベスト無し)	区分1		
(呼吸器)			
結晶質シリカ	区分1		
(呼吸器, 腎臓, 免疫系)			
誤えん有害性:			
情報なし			

1 5. 適用法令 がん原生物質の項目削除

1 5. 適用法令	
労働安全衛生法:	
・がん原生物質(労働安全衛生規則第577条の2第3項)	
物質名	CASNO
結晶質シリカ	7631-86-9
・皮膚等障害化学物質等(労働安全衛生規則第594条の2)	
物質名	CASNO
2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フ	90-72-2
トリエチレンテトラミン	112-24-3
・57条の2 通知対象物質	
・労働安全基準(基発477号エボキシ)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律:	
化学物質管理促進法:	
・第2種	